

健生食輸発0519第1号  
令和8年5月19日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和8年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

(イタリア産ポルチーニのヘキサコナゾール及びフランス産レンズ豆のピペロニルブトキシド)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第2号(最終改正:令和8年5月15日付け健生食輸発0515第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、過去一年間の検査実績を踏まえ、イタリア産ポルチーニ及びフランス産レンズ豆についてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2から削除

- ・イタリア産ポルチーニ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のヘキサコナゾール
- ・フランス産レンズ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)のピペロニルブトキシド

2. 別表第3から削除

- ・イタリア産ポルチーニ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のヘキサコナゾール(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「LINEA AZZURRA SRL」であるものに限る。)
- ・フランス産レンズ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)のピペロニルブトキシド(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「SAS TRES\_CARTE」であるものに限る。)